

公の施設に係る指定管理者評価表

1 施設の概要

所管課	産業文化部 農政課			
対象施設	施設名	道の駅那須与一の郷		
	所在地	大田原市南金丸1584-6		
指定管理者	名称	株式会社八百屋蔵人		
	所在地	大田原市浅香1-10-43		
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日	年数	5年	
選定方法	公募	評価実施年度	令和6年度	4年目

2 利用実績等

実績の内容(単位)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
来客数(レジ通過客数)	(人)	793,381	792,346	794,803	779,647	
研修室	(件)	4	7	17	12	
	()					

3 収支の状況(対象年度の決算)【税抜】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年比(%)
収入(円)							
	指定管理料						
	利用料金						
	自主事業						
	その他	434,922,695	453,051,457	407,225,664	334,483,258		82.1%
合計 A		434,922,695	453,051,457	407,225,664	334,483,258		82.1%
備考 ※評価実施年度の「その他」の収入の主なもの		農産物、物産、レストラン等の販売収入及び販売手数料					
支出(円)							
	事業費	362,560,690	363,567,227	313,427,514	244,974,932		78.2%
	管理費						
	人件費	60,462,850	53,590,092	62,680,670	74,087,940		118.2%
	自主事業						
	その他						
合計 B		423,023,540	417,157,319	376,108,184	319,062,872		84.8%
収支状況(円) A-B		11,899,155	35,894,138	31,117,480	15,420,386		
備考 ※評価実施年度の「その他」の支出の主なもの							

※令和5年10月からインボイス制度が開始され、売上の計上に変更が生じたため前年度比較は困難

4 所管課による評価

分類	評価項目	チェック項目	評価点
総則	業務従事者要件	■ 業務執行体制（各業務、作業責任者等）が明確になっているか。	4
	報告書提出	■ 事業報告書は不備なく提出されたか。	4
	意思疎通	■ 市と指定管理者で十分な打合せを行い、業務を遂行しているか。	4
	各種管理記録等の整備保管	■ 業務計画書・業務日誌・出納管理帳簿及び点検・修繕・事故等の記録を整備し、保管しているか。	3
	非常時、緊急時等の対応	■ 対応マニュアル（連絡網含む）が整備、保管され、マニュアルに基づき措置を講じたか。	4
■ トラブルやクレームに対して、適切に対応しているか。			
■ 事故等が発生した場合、報告書が提出されたか。			
収支状況	適正な収支状況	■ 予算に対して適切な決算状況となっており、収入と支出のバランスが取れているか。	4
	事業コストの適切な見直し	■ 支出の内容を振り返り、事業に支障が生じない範囲で経費の節減に努めているか。	4
	修繕費の適切な執行	■ 協定で定められた修繕費については計画的に執行し、余剰金が生じた場合は市へ返還しているか。	3
建造物保守管理	法定点検	■ 法定点検は、内容、時期、資格者等法令基準に基づき実施されているか。	3
		■ 修理、更新が必要な場合等の報告を適切に行っているか。	
	修理	■ 修繕工事は適切だったか。	4
設備・備品保守管理	取扱説明書	■ 機器等の取扱説明書が整備・保管されているか。	3
	法定点検及び定期点検	■ 法定点検は、内容、時期、資格者等法令基準に基づき実施されているか。	3
		■ 修理、更新が必要な場合等の報告を適切に行っているか。	
	修理	■ 修繕工事は適切だったか。	3
外構施設保守管理	保守点検	■ 法定点検は、内容、時期、資格者等法令基準に基づき実施されているか。	3
		■ 修理、更新等が必要な場合の報告を適切に行っているか。	
	修理	■ 修繕工事は適切だったか。	3
清掃業務	清掃	■ 清掃は適切に行われているか。	4
警備業務	防犯及び防災	■ 業務が仕様書や計画に基づいて実施されているか。	4
		■ マニュアルは作成されているか。	
		■ マスターキー等の管理は適切か。	
		■ 管理システムの対応は適切か。	

施設利用案内	行事開催案内等	■	パンフレット等は整備されているか。	4	
		■	ホームページは見やすく、適宜更新されているか。		
		■	提案された事業は行われたか。		
	機器の管理	■	施設内の機器の操作研修を行う等、適切に管理できる体制の構築に努めているか。	3	
情報の管理	情報公開及び個人情報の保護	■	情報公開の取組及び個人情報の管理は適切に行われているか。	4	
その他	その他	□	(その他施設の特性に応じた評価項目)		
合計点数		点数	71 点	100点満点に換算した点数	71 点
		満点の点数	100 点		

(1) 各評価項目の評価点の基準

- 5点 (協定、事業計画等に対して特に優れた項目)
- 4点 (協定、事業計画等に対して優れた項目)
- 3点 (協定、事業計画等を満たした管理の項目)
- 2点 (協定、事業計画等の水準を満たしておらず、改善を要する項目)
- 1点 (直ちに改善の指示を行うべき項目)
- 0点 (以前の改善の指示に基づく改善がされていない項目)

(2) 合計点数(100点満点換算後)の評価基準

- 100点～81点 (優良：特に優れた水準の施設管理を行っている。)
- 80点～61点 (良：優れた水準の施設管理を行っている。)
- 60点～41点 (標準：協定、事業計画等の内容を満たした施設管理を行っている。)
- 40点～21点 (要改善：全体的に施設管理の水準を見直すべき状況。)
- 20点～0点 (不適切：指定の取消し又は業務停止命令を検討すべき状況。)

(3) 各項目において1点又は0点の評価がある場合は、合計点数の評価基準にかかわらず、指定の取消し又は業務停止命令を行う場合がある。

(4) 指定管理者からの報告及び職員による立入調査に基づき、各項目のチェックを行うこと。

【管理・運営の成果、評価が低かった項目等、年度内の総括】

- ・市や団体が主催するイベントに積極的に協力し、サービス向上に努めている。
- ・マニュアルや点検報告書が整備されており、安全面や衛生面において適正な管理運営がなされている。
- ・指定管理者と市で十分な情報共有が行われている。
- ・利用者や生産者からの意見を真摯に受けとめ、改善に向け努力している。

【指導助言及び改善の指示の内容】

- ・生産者と連携し、安全で安心な農産物の提供に努めていただくとともに、関係機関と連携し、集客に努めること。
- ・開業から20年を経過しているため、定期的に点検するとともに、経年劣化による修繕等は、軽微なうちに対応すること。
- ・利用を再開した惣菜売場の売上が低調であるため、メニューを開発する等して、有効活用に努めること。
- ・ホームページやSNSを活用し、より魅力的な情報発信に努めること。